

議案第54号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月 15 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

新小岩憩い交流館を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩憩い交流館の項を削る。

別表第2の3の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩憩い交流館の項を削る。

別表第3の3の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩憩い交流館の項を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。